

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定により、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(入 会)

第2条 会員は、本会定款に定める目的に賛同し、入会するものとする。また、会員は本会の実施する各種事業にその可能な範囲で協力するとともに、意見や提案をすることができる。

(会員の意見等)

第3条 本会は、会員からの意見や提案について、理事会及び評議員会に報告するとともに、各種事業に反映するように努めるものとする。

(会員の区分)

第4条 会員は、次の各号の区分の1に該当するものとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 京都府民生児童委員協議会及び京都市民生児童委員連盟
- (3) 社会福祉事業を行う団体（「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定める第一種及び第二種社会福祉事業をいう。以下、この規程において同じ。）
- (4) 社会福祉活動を行う団体（「社会福祉活動」とは、前号の社会福祉事業以外の社会福祉向上のための各種多様な活動をいう。以下、この規程において同じ。）
- (5) 社会福祉関連分野の活動を行う団体（「社会福祉関連分野の活動」とは、前号及び前々号以外の社会福祉向上に寄与する介護、保健、医療、人権、教育、文化、科学、芸術、生涯学習、環境、災害、就労、地域振興など各種多様な活動をいう。以下、この規程において同じ。）
- (6) 社会福祉や関連分野で活動する者及び有識者

(入 会)

第5条 会員となるには、本会が定めた入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 入会を承認したときは、その日を入会日と定め、その旨を入会申込者に通知するとともに、会員名簿に登録する。
- 3 入会を承認しなかったときは、その旨を入会申込者に通知するものとする。

(退会等)

第6条 会員は、次の場合は退会したものとす。

- (1) 退会の申出があったとき
 - (2) 事業の終了又は解散若しくは死亡したとき
 - (3) 2か年以上会費を滞納し、納入の意志がないと会長が認めたとき
- 2 会長は、会員が本会の名誉を毀損し、又は趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の意見を聞きこれを除名することができる。
- 3 会長は、会員が退会したとき又は除名を行ったときは、その旨を理事会に報告する。

(会 費)

第7条 会員は別表に定めるところにより、入会の承認があったときから、毎年度会費を納入するものとする。ただし、入会年度の途中に団体設立又は事業開始した場合は、当該年度会費を月割りして納入することができる。

- 2 会員が納入した会費は、原則として返還しない。
- 3 次の各号に該当する場合、その会費を免除することができる。また、会費納入後の場合は返還することができる。
 - (1) 事故や災害などにより著しく事業収入が減少したなどの申出があった場合
 - (2) 会長が特に必要と認める場合なお、この免除又は返還については、第6条第1項第3号の滞納に該当しないものとみなす。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定めるものとする。

- 2 この規程の改廃は評議員会の決議によるものとする。

附 則

1. この規程は令和3年4月1日から施行する。
2. 平成7年5月19日からの「社会福祉法人京都府社会福祉協議会会員規程（以下、「旧規程」という。）は廃止するが、令和3年3月31日現在において会員であるものについては、旧規程第2条の会員区分毎に次のとおり取り扱う。

旧規程の会員区分	この規程での会員区分の取り扱い
(1) 市、町村社会福祉協議会	(1) 市町村社会福祉協議会 へ移行
(2) 民生委員・児童委員等の社会福祉奉仕者又はその代表者	(2) 京都府民生児童委員協議会及び京都市民生児童委員連盟 へ移行（当該団体に包摂される）
(3) 社会福祉関係公務員	(6) 社会福祉又は関連分野で活動する者 へ移行
(4) 公私社会福祉施設	(3) 社会福祉事業を行う団体 へ移行 ・旧規程の会員施設又は事業所を運営する法人をも

	って会員とみなす。 ・該当法人に対しては、会費納入の案内時に会員継続の再確認を行う。
(5) 社会福祉団体	(4) 社会福祉活動を行う団体 又は
(6) 社会福祉に関係のある団体	(5) 社会福祉関連分野の活動を行う団体 へ移行

(別表) 会費額算定基準表 (第7条)

会員区分	算定基礎額 (年額)		
(1) 市町村社会福祉協議会	均等割	40,000 円	
	個別割	京都府市町村社会福祉協議会連合会を構成する市町村社会福祉協議会の世帯割	8 円 × (世帯数 × 85%)
		京都市社会福祉協議会の全国社会福祉協議会分担金	本会と同額
(2) 京都府民生児童委員協議会及び京都市民生児童委員連盟	京都府民生児童委員協議会 400 円 × 毎年 4 月 1 日現在の实人員		
	京都市民生児童委員連盟 100 円 × 毎年 4 月 1 日現在の实人員		
(3) 社会福祉事業を行う団体 (※)	第 1 種 社会福祉事業	1 箇所目	20,000 円
		2 箇所目	15,000 円
		3~5 箇所目	10,000 円
		6 箇所目~	5,000 円
	第 2 種 社会福祉事業	1 箇所目	8,000 円 (6,000 円)
		2 箇所目	6,000 円 (4,000 円)
		3~9 箇所目	4,000 円 (2,000 円)
		10 箇所目~	2,000 円 (- 円)
(4) 社会福祉活動を行う団体	10,000 円		
(5) 社会福祉関連分野の活動を行う団体			
(6) 社会福祉や関連分野で活動する者及び有識者	5,000 円		
(※) 事業箇所のカウント方法			
①第 1 種、第 2 種社会福祉事業とも、京都府域内の施設・事業所のみをカウント対象とする。			
②第 1 種社会福祉事業については、同一建物又は同一敷地内に併設する第 2 種社会福祉事業を包含して 1 箇所としてカウントする。			
③第 2 種社会福祉事業については、同一建物又は同一敷地内で複数の第 2 種社会福祉事業を実施する場合、その代表する事業に全てを包含して 1 箇所としてカウントする。			
④京都府域のみを活動領域として第 2 種社会福祉事業のみを行い、前年度の当該社会福祉事業に係る収入が 2 億円未満の法人については、() の額を適用する。			